

議第9号

田の原観光センター設置及び管理に関する条例の制定について

田の原観光センター設置及び管理に関する条例の制定について別紙案のとおり提出する。

令和 8年 3月 9日 提出
王滝村長 越原 道廣

令和 8年 3月 日 議決
王滝村議会議長 下出 謙介

(別紙)

田の原観光センター設置及び管理に関する条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、御嶽山及び田の原天然公園等利用者に対し良好な休憩場所及び飲食物等を提供し、地域の観光事業の振興に寄与するため、田の原観光センター（以下「観光センター」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 田の原観光センター
- (2) 位置 御岳国有林2453ハ林小班

(施設)

第3条 観光センターに設ける施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飲食・休憩スペース
- (2) 売店コーナー
- (3) 厨房
- (4) 職員休憩室
- (5) 機械室・倉庫
- (6) 多目的室・女子更衣室
- (7) トイレ
- (8) 自販機室
- (9) 浄化槽
- (10) 施設に付随する駐車場

(事業)

第4条 観光センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 御嶽山及び田の原天然公園等利用者の利便の向上に関すること。
- (2) 飲食物の提供及び物品等の販売に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、観光センターの目的を達成するために必要な事業

(利用の許可)

第5条 第3条に規定する施設を専用して利用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 村長は、前項の許可をする場合において、観光センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 村長は、前条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) 観光センター又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 当該許可が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、観光センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 村長は、第5条第1項の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件又は指示に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(使用料)

第8条 利用者は、次に定める金額の使用料を村長の指定する方法により、納付しなければならない。

2 使用料は売上高に100分の40を乗じて得た額の範囲内とする。

(使用料の減免)

第9条 村長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料の納付を免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により施設を利用することができない場合、その他村長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設の利用を終了したとき又は第7条の規定により施設の利用の許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 利用者は、その責めに帰すべき事由により施設をき損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 観光センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて村長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 観光センター及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 観光センターの利用の許可に関すること。
- (4) その他村長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に観光センターの管理を行わせる場合における第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「村長」とあるのは、「第13条第1項の指定管理者」とする。

(利用料金)

第14条 村長は、前条第1項の規定により指定管理者に観光センターの管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、観光センターの一部の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、売上高に100分の40を乗じて得た額の範囲内において、あらかじめ村長の承認を得て指定管理者が定める。

3 指定管理者は、村長が定める基準に従い、利用料金の額を減額し、又は利用料金の納付を免除することができる。

4 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により施設を利用することができない場合その他指定管理者において特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

5 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、第8条から第10条までの規定は、適用しない

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。